

生衛いばらき WEB版 第47号

令和6年9月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

生活衛生営業経営特別相談員研修会を開催しました

令和6年7月16日(火)にホテルレイクビュー水戸において、令和6年度第1回生活衛生営業経営特別相談員研修会を開催しました。

研修内容及び講師は次のとおりです。

- (1) 生活衛生改善貸付の推進と生活衛生改善貸付の推薦書作成上の留意点

講師：(公財)全国生活衛生営業指導センター

指導調査部長 伊藤 由満 氏

(株)日本政策金融公庫 水戸支店 国民生活事業

融資第一課長 薮崎 利之 氏

- (2) 最近の保健衛生の現状と課題について

講師：茨城県保健医療部生活衛生課

主査 丸田 昭裕 氏

- (3) デジタル化活用による業務効率化策について

講師：茨城県よろず支援拠点

コーディネーター 高橋 美紀 氏

- (4) 組合組織基盤強化等について

講師：(公財)茨城県生活衛生営業指導センター

事務局長 亀山 和則 氏



講師の高橋美紀氏



受講された皆さんからは「デジタル化対応について興味のある内容だった。有効活用に向けて詳しい研究をしたい。」「組合員増加のための打開策についてもっと聞きたかった。」などの声があがっていました。

クリーニング師研修を開催しました

令和6年度のクリーニング師研修を8月に県内3カ所で開催しました。
開催日及び会場は以下のとおりです。

開催年月日	会場名
令和6年8月18日（日）	茨城県立歴史館
令和6年8月20日（火）	茨城県霞ヶ浦環境科学センター
令和6年8月29日（木）	茨城県県西生涯学習センター

今回講師をしていただいた梅澤典子先生は、かつて女子栄養大学の講師をされ、さらには全国クリーニング生活衛生同業組合連合会・クリーニング総合研究所で勤務経験もあり、こうした豊富な経験と知識に基づき、最近のトレンド情報も織り混ぜながら、「洗濯物の受取り、保管及び引渡し」、「洗濯物の処理」、「繊維及び繊維製品」について、丁寧に説明していただきました。



その他、茨城県生活衛生営業指導センターの渡邊専務理事から「衛生法規及び公衆衛生」について話がありました。

【クリーニング師研修】

クリーニング師研修は、クリーニング業法により義務づけられている研修制度です。

クリーニング師研修は、繊維製品の素材の多様化や環境問題、消費者保護策への取組み等、クリーニング業を取り巻く環境の変化に対応するため、クリーニング師の資質の向上、知識の習得等を図ることにより、消費者擁護の観点からのクリーニング事故の防止及び質の高いクリーニングサービスの提供を確保し、国民の生活水準の向上に資することを目的に実施されています。

クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受ける義務があります。

本研修は茨城県知事の指定を受けて、全国生活衛生営業指導センターの委託により茨城県生活衛生営業指導センターが実施しています。

令和6年度クリーニング業務従事者講習会を実施します

クリーニング業務従事者講習会は、クリーニング業法により義務づけられている研修制度です。

営業者は、クリーニング所を開設してから1年以内に従事者数の5分の1以上（端数を生じた場合は切り上げ）の者を選んで受講させ、その後は、3年に1回の割合で、同様の方法で選んだ者に対し受講させることが義務づけられています。

令和6年度のクリーニング業務従事者講習会の日程等が次のとおり決定しました。

受講を希望される方は、茨城県生活衛生営業指導センター（TEL029-225-6603）までご連絡ください。なお、本年度受講対象となっているクリーニング所を営業されている方には個別にご案内いたします。

1 日時及び会場

開催年月日	会場名
令和6年11月6日（水）	茨城県県西生涯学習センター
令和6年11月19日（火）	茨城県霞ヶ浦環境科学センター
令和6年11月22日（金）	茨城県立歴史館

※いずれも午後1時～4時30分の予定です。

2 研修科目

- （1）洗濯物の受取保管及び引渡し
- （2）洗濯物の処理
- （3）繊維及び繊維製品
- （4）衛生法規及び公衆衛生



3 対象者

クリーニング所（取次所を含む）の業務に従事する方で営業者が選定した方

- ・営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、当該クリーニング所のクリーニング業務に関する衛生管理を行うものとして、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数が1に満たない端数を生じたときはその端数を1として計算する。）の者を受講させる。
- ・前記講習を受講させた営業者は、3年を超えない期間ごとに前期と同様の方法で選んだ者を受講させる。

4 申込方法

本年度受講該当営業所には個別にご案内しますので、各会場の開催日10日前までに当センターへ郵送またはFAXにてお申込みください。

申込先：茨城県生活衛生営業指導センター
〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎
TEL 029-225-6603
FAX 029-225-6638

5 受講料 4,500円（当日会場に持参してください。）

※ 受講を修了した方に対しては、所定の修了証書を交付するとともに、管轄の保健所に受講済みの報告をします。

生衛組合だより

理容生活衛生同業組合

9月10日(火)に水戸及びつくばの献血センターにて毎年恒例となった組合員による献血を実施しました。



全国理容生活衛生同業組合連合会では、9月の第2月曜日を「理容ボランティアの日」と制定し、全国一斉に理容ボランティア活動を行っています。

この活動は全国にボランティア精神の輪を広げようとするもので、当組合でもこれまで「理容ボランティアの日」にあわせて様々なボランティア活動を行ってきていますが、近年は献血を実施しており、献血は本年で5回目となります。

今年は組合員さんの業務等の関係で火曜日での実施となり、水戸とつくば併せて78名の参加がありました。

参加者に感想を求めると、「献血をすることで、少しでも血液を必要としている方のお役にたてればうれしい。」と笑顔で答えてくれました。



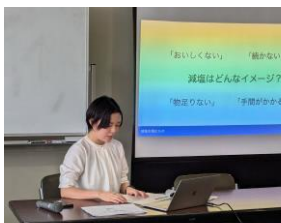
献血をする飯野理事長

麺類業生活衛生同業組合

8月21日(水)に茨城県水戸合同庁舎において、組合員を対象にした「美味しお人材育成セミナー」を開催しました。

茨城県は心疾患や脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が全国に比べて高く、その要因の一つである食塩摂取量も国が定める目標量を大幅に超えている状況にあるため、茨城県では「いばらき美味しおスタイル」として、食塩摂取量を減らす取り組みを進めています。

当組合としても、美味しさを損なわずに塩分を抑えた料理をご来店いただいたお客様に提供できないかと考え、この度県の協力を得て「美味しお人材育成セミナー」を開催しました。



講師の大和沙織さん

茨城県健康推進課の担当の方から、「いばらき美味しおスタイル」の取り組みを説明していただいた後に、料理研究家で管理栄養士の大和沙織さんから「今日からできる！適塩のススメ」というテーマでお話をいただきました。

「減塩の基本として、ただ闇雲に減塩をしても長続きはしない。「適塩」にして、できるだけ味を落とさず長続きできるようにすることが大事であり、また、お店で料理を提供する際には「食材の選び方」や「調理方法」、「食べ方」を工夫することで、味を落とすことなく減塩は可能となる。」とのことでした。

今後、麺類業界全体で「美味しい料理の提供」と「減塩」の両立を考えていくうえでのいいキッカケづくりとなりました。

生活衛生業の 皆様へ

無料

実施期間

令和 6 年 12 月末まで

「今、困っていること」を
専門家に相談してみませんか!!

国、県及び市町村
の支援施策の申請

生活衛生貸付
等融資

デジタル化
対応

経営指導

事業承継・
税制活用



支援施策の手続や経営全般に関する
個別相談を中小企業診断士、税理士等の
専門家が無料で行います。

令和 5 年度補正 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

申込は当指導センターまで

問合せ先 公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター
〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

TEL 029-225-6603

FAX 029-225-6638

営業時間 9:00~17:00 (平日のみ)

担当者 亀山 萩原

E-mail ibarakicenter@seiei.or.jp

生活衛生関係営業経営支援緊急対策 個別相談・指導申込書

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 行き

FAX : 029-225-6638
E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp

令和 年 月 日

フリガナ				
店 舗 名				
代 表 者 名				
住 所	〒			
担 当 者 名	役 職		フリガナ 氏 名	
連 絡 先	T E L		F A X	
	E-mail			
業 種				
相 談 項 目	☐ 国、都道府県及び市区町村の支援施策の利用・申請等の指導・相談 ☐ 生活衛生貸付等融資の利用の相談・指導 ☐ デジタル化対応に関する相談・指導 ☐ 税制活用に関する相談・指導 ☐ 事業承継に関する相談 ☐ コロナ禍におけるその他経営に関する相談・指導			
相談内容				
加入生衛組合 組 合 名 (該当項目に☑)	☐ 理 容 ☐ 美 容 ☐ 興 行 ☐ クリーニング ☐ ホテル旅館 ☐ 麺 類 ☐ 食 肉 ☐ す し ☐ 中華料理 ☐ 料理飲食 ☐ 加 入 な し			

税務

法律

許認可

経営

金融

労務

創業支援 セミナー

夢に向かって
力強くサポート!

会場

COKOGA OFFICE〈ココガ オフィス〉
3階大会議室(古河市本町 4-2-27)

定員

30名(先着順) 参加費 **無料**

対象者

創業予定の方、創業後間もない方



日程(令和6年度)	テーマ	講座概要	講師
第1回 10月16日(水) 18:00~20:00	財 務 (60分)	資金繰り、収支計画	関東信越税理士会古河支部
	財 務 (30分)	資金調達について	日本政策金融公庫土浦支店
	経 営 (30分)	許認可と法人化について	茨城県行政書士会
	20:00~20:30 参加者交流会		
	20:30~21:30 よろず相談会(個別相談会)※事前予約制		
第2回 11月18日(月) 18:00~20:30	経 営 (30分)	経営者からのアドバイス	茨城県中小企業家同友会
	人材育成 (30分)	雇用時の人材有効活用と人材育成について	茨城県社会保険労務士会
	販路開拓 (90分)	創業に必要なマーケティング戦略	中小企業診断士
	20:30~21:30 よろず相談会(個別相談会)※事前予約制		

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明による優遇措置
 ≪セミナーを受講された方は古河市役所より証明書の発行を受けることができます≫

**株式会社等設立時の
登録免許税の減免**

セミナーを受講し、創業を行おうとする方又は創業後5年を経過していない個人が法人化する際の登記にかかる登録免許税が軽減されます。

創業関連保証の特例

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。

みなさまの創業を「古河創業支援ネットワーク」がサポートします

日本政策金融公庫土浦支店、古河市産業部商工観光課、古河商工会議所、古河市商工会、関東信越税理士会古河支部、茨城県社会保険労務士会、茨城県行政書士会、茨城県中小企業家同友会、茨城県生活衛生営業指導センター、茨城県信用保証協会、古河市内金融機関(常陽銀行、足利銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用金庫、栃木銀行の市内各店)

【お申込み・お問合せ】古河商工会議所(中小企業相談所)

〒306-0041 古河市鴻巣 1189-4 / E-mail: info@kogacci.or.jp / TEL: 0280-48-6000 / FAX: 0280-48-6006

お申込み
フォームは
こちら!



みなさまの創業を『古河創業支援ネットワーク』がサポートします

古河創業支援ネットワークとは:創業に挑戦する方や創業後間もない企業を強力にサポートするため、地域の支援機関が連携して創業者の支援をするネットワークです。古河市内における創業の活性化と雇用の促進を図り、活気ある古河市のまちづくりを目指しています。また、事業承継についてのご相談もお受けいたします。

FAX: 0280-48-6006
古河商工会議所(中小企業相談所) 行

創業支援セミナー 申込書

ふりがな																																	
お名前																																	
ご住所	〒 -																																
ご連絡先	TEL		創業(予定)業種																														
	携帯電話		創業(予定)時期	年 月 頃 ・ 未 定																													
性別	男 ・ 女		年齢	歳																													
よろず相談会 (個別相談会)	※『古河創業支援ネットワーク』の支援機関は、下記のとおりです。 相談をご希望される支援機関の番号を、○で囲んでください。(複数可) ご相談時間の目安は、一支援機関あたり、20分程度となります。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支援機関 (主な相談内容)</th> <th colspan="2">支援機関 (主な相談内容)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>日本政策金融公庫 土浦支店 国民生活事業 古河市内金融機関 ※注</td> <td>創業資金の調達</td> <td>6</td> <td>茨城県社会保険労務士会 労務管理 社会保険</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>古河市 産業部 商工観光課</td> <td>支援施策 空き店舗補助金</td> <td>7</td> <td>茨城県行政書士会 許認可、法人設立</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>古河商工会議所</td> <td rowspan="2">創業相談 販路開拓、セミナー</td> <td>8</td> <td>茨城県中小企業家同友会 経営者からの アドバイス</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>古河市商工会</td> <td>9</td> <td>茨城県 生活衛生営業指導センター 生活衛生関係営業 の相談</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>関東信越税理士会 古河支部</td> <td>税務、申告、財務</td> <td>10</td> <td>茨城県信用保証協会 保証制度</td> </tr> </tbody> </table>					支援機関 (主な相談内容)		支援機関 (主な相談内容)		1	日本政策金融公庫 土浦支店 国民生活事業 古河市内金融機関 ※注	創業資金の調達	6	茨城県社会保険労務士会 労務管理 社会保険	2	古河市 産業部 商工観光課	支援施策 空き店舗補助金	7	茨城県行政書士会 許認可、法人設立	3	古河商工会議所	創業相談 販路開拓、セミナー	8	茨城県中小企業家同友会 経営者からの アドバイス	4	古河市商工会	9	茨城県 生活衛生営業指導センター 生活衛生関係営業 の相談	5	関東信越税理士会 古河支部	税務、申告、財務	10	茨城県信用保証協会 保証制度
	支援機関 (主な相談内容)		支援機関 (主な相談内容)																														
	1	日本政策金融公庫 土浦支店 国民生活事業 古河市内金融機関 ※注	創業資金の調達	6	茨城県社会保険労務士会 労務管理 社会保険																												
	2	古河市 産業部 商工観光課	支援施策 空き店舗補助金	7	茨城県行政書士会 許認可、法人設立																												
	3	古河商工会議所	創業相談 販路開拓、セミナー	8	茨城県中小企業家同友会 経営者からの アドバイス																												
	4	古河市商工会		9	茨城県 生活衛生営業指導センター 生活衛生関係営業 の相談																												
	5	関東信越税理士会 古河支部	税務、申告、財務	10	茨城県信用保証協会 保証制度																												
	※注:古河市内金融機関(常陽銀行、足利銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用金庫、栃木銀行の古河市内各店)																																
	第1回 令和6年10月16日(水)		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10																														
第2回 令和6年11月18日(月)		1・2・3・4・5・6・7・8・9・10																															
Q 今回のセミナーを何でお知りになりましたか?(あてはまるものを一つお選びください)																																	
☐ 市広報 ☐ 市LINE ☐ 窓口(チラシ) ☐ ポスター ☐ ホームページ ☐ メールマガジン ☐ ダイレクトメール ☐ その他()																																	

※ご記入いただきましたお客さまの情報につきまして、利用目的は次のとおりといたします。

①本セミナーの実施・運営 ②アンケートの実施等による調査・研究及び参考情報の提供 ③融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)*③の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□に✓をつけてください。

☐ 古河創業支援ネットワークの各支援機関が③の利用目的で利用することに同意しません。

事業承継・引継ぎ支援センターのご案内

事業承継・引継ぎ支援センターは、

事業承継に悩むすべての中小企業を 全力でサポートします！

後継者が
いない

事業承継の進め方
がわからない

etc...

あらゆる事業承継について、お気軽にご相談ください。

ご相談の具体例

親族への承継

後継者はいるけど、
承継方法がわからない。



事業承継計画策定の支援！

作成した承継計画を通じ承継までの
ロードマップを見る化！

第三者への引継ぎ

後継者がいない。
どうしよう？



後継者探しのお手伝い！

M&Aマッチングのサポート！

後継者人材バンクの活用！

事業承継に関する様々な課題

何から準備したらよいかわからない。

会社同士の合併や他社の買収について教えて欲しい。

従業員に引き継ぐ場合の手続きを教えて欲しい。



専門家による的確なアドバイス！

相談
無料

国が設置した公的機関だから安心！

セカンドオピニオンとしてのご利用も可能ですので、お気軽にお問い合わせください！

当センター関係者は、全員守秘義務を負っておりますので、安心してご相談いただけます。

お問い合わせ先

茨城県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL 029-284-1601

FAX 029-284-1602

茨城県
事業承継・引継ぎ支援センター

中小企業庁

Be a Great Small.
中小機権

事業承継・引継ぎポータルサイト

<https://shoukei.smrj.go.jp/>



茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 事業引継ぎ支援 相談申込書



まずは、お電話にてご相談ください。

029-284-1601

茨城県水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル 903

また、下記相談申込みを行い、直接面談することも可能です。

●相談までの流れ●

相談申込書を
支援センター
あてにファックス

支援センター
からのご連絡
(日程調整)

相談の実施

FAX送信先

FAX: 029-284-1602

茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 宛て

会社名	代表者名
担当者(相談者)	業種
所在地	〒
①固定電話	②携帯電話
③メールアドレス	
希望連絡方法	支援センターからのご希望の連絡方法を以下の□にチェック/してください。 ☐ ①固定電話へのご連絡 ☐ ②携帯電話へのご連絡 ☐ ③メールでのご連絡
主なサービス・製品概要	
ご相談内容	具体的な相談内容についてご記入ください。
※ご相談の内容を○でお囲みください。 (親族内承継・親族外承継・譲渡・譲受・経営者保証・その他全般)	

構成機関経由の場合は構成機関名をご記入ください。

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター
TEL 029-225-6603

※ご記入いただいた情報、相談内容は秘密情報として厳重に管理いたします。(秘密厳守)

※ご記入いただいたご連絡先は、ご相談に係る連絡等のはか、当相談窓口からの各種連絡・情報提供に使用される場合があります。





飲食業界を**活性化**する税制改正

全額経費として計上できる
飲食費が
1人あたり
10,000円に**拡大**されました!



交際費の対象外として経費扱い(損金算入可能)できる飲食費は、これまで1人あたり5,000円以下でしたが、税制改正により2024年4月からは1人あたり10,000円まで損金算入できることになりました。コロナ禍等で打撃を受けている飲食業にとって望ましい改正です!!



原則、交際費は損金不算入(経費として認められない)として扱われますが、特例措置により次のとおり損金算入が認められています

- ・ 期末資本金が1億円以下の法人は、交際費800万円まで、または、交際費のうち飲食費等の50%まで
- ・ 期末資本金が100億円以下の法人は、交際費のうち飲食費等の50%まで

～飲食費10,000円に拡大で～

消費拡大・売上増

お客様**単価のアップ**に期待!

経費の範囲内で抑えたいと、ひとり5,000円までを気にして飲食されていたお客様が10,000円まで経費の範囲内として飲食が可能になります。営業活動に活用してもらいましょう。



10,000円の価格設定に向け
新メニュー・コースを工夫しましょう

接待で利用されるお客様に
改正内容をアピールしましょう



10,000円は「税込」? 「税別」?

1人あたり10,000円の飲食費が「税込」なのか「税別」なのかは、お客様の会社の会計処理が「税込経理方式」か「税抜経理方式」かによって異なります。お客様から相談されたり、ご予約を受ける際に確認しましょう。

インボイスの準備を進めましょう!

お客様や会社が消費税を申告する際、飲食代の領収書が「インボイス」に対応していない場合は、お客様に敬遠されてしまう可能性があります。インボイス登録の準備を進めましょう。

■ 税制やインボイス、各種ご相談は都道府県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせください。

〇〇県指導センター



全国生活衛生営業指導センター TEL: 03-5777-0341 FAX: 03-5777-0342

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

